




竹富町 男女共同参画推進プラン

— 概要版 —

ぱいぬ島“ウインウイン”プラン



平成25年4月

 竹 富 町

1. 計画策定の趣旨

この計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項及び竹富町男女共同参画推進条例第 8 条第 1 項の規定に基づいて策定するものです。

少子高齢化、高度情報化、国際化の進展等、地域をとりまく環境は大きく変化してきており、男女共同参画社会の実現が、21 世紀の最重要課題とされています。しかし、性別による固定的な役割分担意識や、それに基づく慣行は依然として存在しており、男女が共に喜び共に責任を分かち合う男女共同参画社会となるには数多くの課題が残されているのが現状です。

当計画は、男女の性別による違いと出産を担う女性の役割を認めながら、男性・女性ともに、個人の個性や能力を認め合って、家庭や職場や地域で協力し援助し合い、喜びと責任を分かち合って生きていくことにより、一人ひとりがキラキラと輝ける町「日本最南端の大自然と文化の町」の実現を目指し、町民、事業者、地域の各団体、行政等が一体となって取り組み、推進するための基本方針を定めるものです。

2. 基本理念

男女共同参画社会基本法及び竹富町男女共同参画推進条例に基づき次の事項を基本理念として進めます。

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮
- (3) 政策等の立案及び決定への共同参画
- (4) 家庭並びに社会生活における活動等への共同参画
- (5) 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利*の尊重

3. 計画の期間

計画期間は、平成 25 (2013) 年度から平成 34 (2022) 年度までの 10 年間とします。

社会、経済状況等の大きな変化に応じ、適宜、見直しを行います。

※性と生殖に関する健康と権利 (リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)

1994 年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っています。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子ども産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

基本目標 1 男女共同参画推進に向けた意識づくりと人権の尊重

社会のあらゆる場における固定的性別役割分担[※]や、ジェンダー[※]の意識に敏感な視点を持ち、性別に関係なく地域・家庭等で個々の能力、個性、意見が反映でき、責任を持つ男女共同参画社会の実現のための意識づくりを目指します。

基本方針 1 男女共同参画推進に向けた意識づくり

家庭でのしつけや教育、生活習慣等が子どもの持つ男女平等観や性別による役割分担意識に強く影響することを認識し、家庭内での男女共同参画の意識づくりを進めます。

学校教育においては、個人の能力を性別にとらわれることなく発揮できる将来を選択するための男女平等意識を自然に身につける教育が必要です。

職場においては、男女雇用機会均等法や育児・介護休業制度等の説明や理解を深めるための啓発や関係法規などの周知を徹底するとともに、職場内での男女共同参画の意識づくりを進めることが必要です。

地域社会における男女の固定的役割分担を解消し、参加していなかった分野への参加の促進や男女共同参画の意識づくりの啓発を行います。

基本方針 2 人権尊重の視点に立った男女共同参画の推進

人権尊重の理念を定着させ、男女は互いに対等な存在であるとの認識を深めていくことが必要です。人権啓発活動にかかわる機関等と連携・協力し、積極的に人権啓発活動を推進します。

基本方針 3 男女間、子どもに対するあらゆる暴力の根絶

近年、男女間の暴力は、配偶者等からの暴力 (DV)[※]で象徴される女性に対する暴力の認識はかなり高くなってきましたが、身体的暴力だけでなく、心理的な暴力、経済的な拘束なども含まれることや、セクシュアル・ハラスメントの理解を深めるなどの啓発活動を行います。また、女性だけでなく子どもの虐待に対するすばやい対応による保護、自立支援を行います。

※固定的性別役割分担

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。

※ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のことです。

※DV（ドメスティック・バイオレンス）

家庭内弱者への「継続的な身体的、心理的虐待、性的虐待などの家庭内暴力」をいいます。

基本目標2 あらゆる分野での男女共同参画の推進

男女の社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、男女共同参画社会を実現するためには、社会における活動を選択する際に、社会の制度・慣行が固定的な性別役割分担を反映することなく、女性にも男性にも中立的に働くよう、制度や慣行を見直していくとともに、政策や方針決定の場に自覚と責任を持って参画し、男女双方の意見を反映させるよう努めます。

基本方針4 政策・方針決定過程への参画の推進

女性の能力を引き出し、発揮していくための学習機会等の充実を図ることや、女性の人材に関する情報を整備します。また、女性のエンパワーメントにつながる施策を推進します。

基本方針5 地域社会における男女共同参画の推進

固定的な性別役割分担意識の改善、男性のみならず女性を中心としたリーダー育成と意識改革のための啓発活動を行います。また、消防・防災活動への女性の参加や、地域リーダーや NPO・ボランティア団体などの組織育成、地域活動拠点の機能強化に努め、男女ともに参画する協働のまちづくりをめざします。

基本方針6 家庭生活における男女共同参画の推進

男性が家事や子育て・介護等へ参画しやすい環境づくりや社会的支援の充実とともに、男女で家庭責任を共有していく意識を育てるための施策を実施します。

基本方針7 国際協調の推進

外国人住民の言葉、歴史、伝統、文化を理解しあうことで、国によるジェンダーの違いを理解し、誰もが住みやすいまちづくりを目指します。

※エンパワーメント

力をつけること。自己決定の力、仕事の技術や能力、経済力、意思決定の場での発進力。

基本目標3 男女平等な雇用環境の整備

働くことは、人間として基本的な権利です。男性も女性も、働く意思が尊重され、働く権利は実質的に保障されるものです。そして労働は人びとの生活の経済的基盤を形成するものであり、男女共同参画社会にとって、この分野は極めて重要な意味を持っています。

女性が「個」としての主体性を確保しながら自らの人生を設計し、対等なパートナーとして男性と共に参画していくことのできる社会の実現に努めます。

基本方針8 男女が共に働くための環境整備

男女雇用機会均等法等の改正を含め、働く女性を取り巻く法制度の整備は進んできましたが、男女の就業状況の格差は依然として残っています。事業者等に対する男女共同参画の啓発活動を行います。

また、男女ともに育児休業を取得できるように育児休業法が改正されましたが、ほとんど活用されておらず、制度の周知と啓発活動を行います。

基本方針9 子育て支援施策の整備

安心して出産できる環境整備、乳児期の保健指導、子育て支援体制の推進、多様な就労形態に応じた保育サービスの充実と環境整備を行います。

基本方針10 農林水産業・商工業などの就業と経営の参画

農林水産業・商工業等の自営業においては、女性が経営に積極的に参加しているにもかかわらず、家族経営であるため労働に対する適正な評価がされにくいのが現状です。

農林水産業・商工業者などに対する男女共同参画の啓発、家族経営協定の普及推進活動を行います。

※家族経営協定

農業経営を担っている世帯員相互間のルールを文書にして取り決めたものです。

基本目標4 生涯生き生きと暮らせる社会づくり

子どもから高齢者まで、どのような生き方を選択したかにかかわらず、誰もが生涯を通じて人権が尊重され、健康で安心して暮らせることは憲法に保障された基本的人権であると同時に、多様なライフスタイルを認め合う男女共同参画にとって必須の条件です。

住民一人ひとりが地域の中でそれぞれの能力を発揮し、お互いに支え合いながら安心して暮らせる環境づくりと、笑顔で生き生きと安心して暮らせるまちづくりを目指します。

基本方針11 生涯を通じた健康づくりの推進

子どもから高齢者まですべての人が、生涯を通じて健康な社会生活を送るために、食生活の改善、健康づくり運動習慣の確立に向けた取り組みを行います。

基本方針12 高齢者や障がい者が安心して暮らせる環境整備

住み慣れた地域で安定した暮らしが実現できるように在宅福祉サービスの充実に努めます。また、生涯を通じて培ってきた知識や経験を活かし、同じ趣味や目的、意見を持った人たちが集うクラブ活動、教室を開くとともに、地域福祉の総合的な窓口を拡充し、支援体制の整備を図ります。

※ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のこと。

竹富町男女共同参画推進プラン～ばいぬ島“ウィンウィン”プラン～ 体系図

基本目標	基本方針	具体的施策	主管課
一・男女共同参画推進に向けた意識づくりと人権の尊重	1：男女共同参画推進に向けた意識づくり	①ジェンダーに対する正しい理解を促す啓発活動	企画財政課
		②固定的な性差別役割分担の解消に向けた講演会等の開催	企画財政課
		③広報等を活用した啓発活動	企画財政課
		④学校における男女平等教育の推進	教育委員会・企画財政課
		⑤保護者活動への積極的参画及び女性役員の就任促進	教育委員会・企画財政課
		⑥職場研修の実施	総務課・企画財政課
		⑦意識調査の実施	企画財政課
	2：人権尊重の視点に立った男女共同参画の推進	⑧人権啓発活動の推進	総務課・企画財政課
		⑨人権を尊重し、男女平等と自立を図る教育・学習の推進	教育委員会・企画財政課
	3：男女間、子どもに対するあらゆる暴力の根絶	⑩DV・児童虐待等の防止と被害者保護のために、関係機関とのネットワークの充実	企画財政課・介護福祉課
⑪男女間における暴力の予防のための啓発		企画財政課	
二・あらゆる分野での男女共同参画の推進	4：政策・方針決定過程への参画の推進	⑫男女共同参画のためのエンパワーメントの支援	全課
		⑬各審議会等への女性委員の登用促進（目標登用率 30%）	全課
		⑭審議会、政策・方針決定の場への参画の必要性の啓発	全課
		⑮審議会等に参画できる人材の発掘・育成	全課
	5：地域社会における男女共同参画の推進	⑯地域公民館等における女性リーダーの育成	教育委員会
		⑰消防・防災活動への女性参画の推進	総務課
		⑱各種地域団体との連携	全課
	6：家庭生活における男女共同参画の推進	⑲家事・育児・介護講座などの実施	介護福祉課・健康づくり課
		⑳介護支援サービスの充実や相談支援	介護福祉課
	7：国際協調の推進	㉑国際性豊かな人づくり	企画財政課
三・男女平等な雇用環境の整備	8：男女が共に働くための環境整備	㉒事業者等に対する男女共同参画の啓発	商工観光課・企画財政課
		㉓育児休業の制度の啓発、取得の向上	商工観光課・総務課・企画財政課
		㉔女性の出産、育児終了後の再就職（再チャレンジ）支援	企画財政課
		㉕ポジティブ・アクション（積極的改善措置）の促進	商工観光課・企画財政課
	9：子育て支援施策の整備	㉖子育てのための環境整備	介護福祉課・健康づくり課
		㉗多様な就労形態に応じた保育サービスの充実と環境整備	介護福祉課
		㉘子育て相談支援体制の充実	介護福祉課・健康づくり課
		㉙母子・父子支援の充実	介護福祉課・健康づくり課
		㉚各種健康診査での相談機能の充実	健康づくり課・介護福祉課
	㉛妊娠・出産等に関する健康支援	健康づくり課	
10：農林水産業・商工業などの就業と経営の参画	㉜農林水産業・商工業者などに対する男女共同参画の啓発	農林水産課・商工観光課	
	㉝家族経営協定の普及推進	農林水産課・企画財政課	
	㉞女性の能力向上のための研修機会の充実	農林水産課・企画財政課	
四・生涯生き生きと暮らせる社会づくり	11：生涯を通じた健康づくりの推進	㉟健康教育・健康相談の充実	健康づくり課・介護福祉課
		㊱運動教室の充実	健康づくり課・介護福祉課
		㊲高齢者の包括的な支援体制	介護福祉課
		㊳健康づくりの推進	健康づくり課
	12：高齢者や障がい者が安心して暮らせる環境整備	㊴生活習慣病の早期発見・早期治療体制の整備	健康づくり課
		㊵相談支援体制の充実	介護福祉課
		㊶障がい者の社会参加の促進	介護福祉課
		㊷ユニバーサルデザインの推進	全課

